

決議

わが国の私立学校は、公教育の一翼を担い、それぞれが建学の精神に基づいた特色ある教育を実践し、広く国民の支持を得ているところである。

しかしながら、昨秋の金融危機に端を発した未曾有の経済不況により、授業料の滞納が社会問題化するなど、私立学校とその児童・生徒、保護者を取り巻く環境は、厳しさを増している。

このような中で、例えは公私立高等学校間で5.7倍にも及ぶ保護者の教育費負担や国の財政支援面などにおける様々な格差の拡大が、子どもたちの学校選択を阻害する大きな要因となっていることは明らかである。

教育は、未来への投資であり、全ての子どもたちがそれぞれの個性に応じ、質の高い教育を受けられることによって、健全な次世代が育成されるのである。

わが国の公教育の健全な発展を図り、教育の機会均等を実現することによって有為な人材を育成するためには、公教育において多様な教育を提供する私立学校教育の振興充実が必要不可欠であり、国においては、先ず、都道府県の経常費助成財源の核となる私立高等学校等経常費助成費等補助金をはじめとした私学関係政府予算の一層の拡充を図ること等を通じて、私立学校教育の振興に対する意思と責任を明確にすべきである。

以上の趣旨に立ち、我々は、国公私立学校間での保護者負担の格差の是正を図り、教育の機会均等や学校選択の自由を実質的に保障するため、下記事項を決議し、その速やかな実現を要請するものである。

記

- 一、私立高等学校等に対する国庫補助制度の堅持・拡充
- 一、私立高等学校等における施設設備補助の拡充
- 一、国公私立学校間の保護者負担の格差是正の実現

以上、決議する。

平成21年12月1日

私立小・中・高等学校
私学振興全国大会